

設計コンサルタント業務等成果の向上に関する懇談会規約

(改正案)

(名称)

第 1 条 本会は、「設計コンサルタント業務等成果の向上に関する懇談会」(以下、「懇談会」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 懇談会は、国土交通省・関東地方整備局における調査・設計業務等の成果の向上に資する諸方策や様々な課題について、発注者、受注者及び学識経験者の三者により政策・方策の立案に資する相互の意見交換を行うものである。

(構成)

第 3 条 委員は、関東地方整備局企画部長ほか、中立かつ公正な立場で、客観的な意見や助言を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、関東地方整備局長が委嘱する。

(委員等の任期)

第 4 条 委員の任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

(運営)

第 5 条 懇談会には座長を置く。座長は委員の互選により決定する。

- 2 . 座長は懇談会を総括し、これを招集する。
- 3 . 座長が職務を遂行できない場合には、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行することができる。
- 4 . 懇談会は原則公開とするが、座長の判断により非公開とすることができる。

(事務局)

第 6 条 懇談会の事務局は、国土交通省大臣官房技術調査課及び関東地方整備局企画部技術管理課に置く。

(雑則)

第 7 条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は懇談会において定めるものとする。

(付則)

第 8 条 この規約は、平成 18 年 6 月 29 日から施行する。

第 9 条 この改正規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。